

平成27年度 第2回郡上市都市計画審議会 会 議 録

日 時：平成28年1月28日 19：30～21：30

場 所：郡上市総合文化センター4階 第1大会議室

◆出席委員（順不同・敬称略）

委 員）鶴田佳子、加藤徳光、田代親昌、荒井誠二、市原和弘、中山紀子、大坪照雄、
渡辺友三、山田忠平、美谷添生、鷺見馨

（中山委員別会議にて遅参、美谷添委員別用にて途中退席）

建設部）古川甲子夫、山田哲生、可児俊行、大坪慎也 教育委員会）齋藤知恵子

1. 開 会

（山田都市住宅課長）

只今より、平成27年度第2回郡上市都市計画審議会を開催します。

開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

2. あいさつ

（会長）

本日の審議会は、以前より活発な協議をしていただいています郡上市都市計画マスタープランについて、その決定にあたっては都市計画法の定めにより都市計画審議会の議を経なければなりませんので、諮問を受けて答申をする審議となり最終決定をするものです。審議が円滑に行えるようご協力いただきますようお願いいたします。

（山田課長）

続きまして建設部長 古川よりごあいさつ申し上げます。

（古川建設部長）

委員の皆さまにはお忙しい中、本日の審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今冬季は、スキーの入込が例年と比べ60%を切っており、建設業協会も除雪が無いとの事で心配をしておりましたが、この所の降雪で少し安心をしているところであります。本日は、以前よりご報告させていただいています郡上市八幡都市計画マスタープランについて、都市計画法第77条の2に基づいて設置された都市計画審議会に諮問させていただきご審議いただきます。また、マスタープランの諮問のほか、都市再生整備計画と伝建地区における平成28年度事業予定についてもご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（山田課長）

只今の審議会の出席状況ですが、委員11名中10名の出席があり、当審議会条例第6条第1項の規定を満たしており、会議は成立していることをご報告します。

議事に入りますが、はじめに部長より諮問内容および趣旨を説明させていただきます。

3. 諮 問

(古川部長)

諮問内容であります。郡上市都市計画審議会会長様、郡上市長。郡上市八幡都市計画マスタープランについて諮問。都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づいて郡上市が定める都市計画に関する基本的な方針である下記について、同法第 77 条の 2 第 1 項および郡上市都市計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の審議を願いたく諮問します。記、1 郡上市八幡都市計画マスタープラン。

諮問の趣旨であります。本計画は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、八幡町では平成 8 年度に概ね 20 年先の中長期計画として目標年次を平成 27 年度とする八幡町都市計画マスタープランが策定されました。目標年次である平成 27 年度を迎えたことから次の 20 年の中長期計画として郡上市八幡都市計画マスタープラン案を策定しました。郡上市八幡都市計画マスタープラン案の策定にあたっては、岐阜県都市計画区域マスタープラン都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、および同時期に策定される上位計画の第 2 次郡上市総合計画の内容に即した整合性ある計画づくりを行ってまいりました。本諮問は、八幡都市計画の将来像を明確にし、あるべき市街地像を示すとともに、地域の特性と課題に応じた施策、整備方針等を総合的に定め、今後の都市計画の基本方針となる郡上市八幡都市計画マスタープランの審議を求めるものです。

(山田課長)

只今部長より説明しました郡上市八幡都市計画マスタープランについて、ご審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。これより議事の進行につきましては会長よりお願いいたします。

4. 審議事項

(会長)

それでは、まず始めに事務局より、前回の審議会での意見に対する対応と、本日は正式な諮問を受け答申を決定するために、今一度マスタープランの全体をおさらいする意味で、本編の項目に従い要点説明をお願いします。

(事務局：可児)

事前送付の前回意見と対応の一覧表をご覧ください。意見 1 について、対応として語句の削除をいたしました。意見 2 について、「共存共栄」の表現に変更いたしました。意見 3 について、「人とモノ」に修正しました。意見 4 について、対応としては後程別の資料で説明します。意見 5 について、「市街地中心部への流入車両の抑制を目指し」と具体的に明記しました。意見 6 について、配置図を削除しましたが、追記文の案を後程別の資料で説明します。意見 7、8 については、概要版での意見であり、ご意見のとおり注釈の追加とキーワード語句の太文字表記を行うとともに「健全なまちをより発展させていく」の表現に変更いたしました。

本日配布の修正および追記の一覧表をご覧ください。事前送付した計画書には反映されていませんが、次の３点については修正したいと考えております。修正１として、理由は、まちづくりの主体は市民であり、行政はそれを支援する立場であります。よって、行政と市民を並べて記載する場合は、市民を先に行政を後者に本文を修正後のとおり修正します。修正２として、理由は、八幡市街地では歩行者に対しクラクションを鳴らさないなど、歩行者と自動車の共存において歩行者を優先とする精神が地区住民にはあります。しかしながら不特定多数が八幡都市計画マスタープランを見た時、「歩行者優先の交通環境づくり」と「歩行者と自動車の共存システム導入」の言葉の繋がりが分かりづらいため、本文方針２のタイトルを「歩行者と自動車が共存する」と変更し、計画書内での表現を統一します。修正３として、理由は、公共駐車場配置図を削除したことに伴い、各公共駐車場の目標収容台数の設定とともに場所選定について、本文に「公共駐車場の配置については、公共用地等の有効活用を含め効果的な場所選定について検討する。」を追記します。

以上、前回の意見に対する対応と、この度新たに修正する事項について説明させていただきました。引き続き、マスタープランの各項目における要点について、骨子となる第２章から第５章までを説明させていただきます。

本編 42 ページをご覧ください。第２章のまちづくりの基本理念・目標像についてですが、まず、まちづくりの基本理念の設定については、八幡市街地の目指す方向として、現在のコンパクトシティとしての都市構造や、歴史・文化・自然環境など固有の資源を最大限活用し、市の中心として経済や環境、文化における「自立型」の都市を目指すものとしています。また、人の営みと心の豊かさを示す「文化」に磨きをかけ、快適で魅力あるまちづくりを進めるものとします。これらを踏まえ、まちづくりの基本理念を「郡上八幡の“個性”を活かした自立型文化都市」と設定しています。第２期の都市計画マスタープランの基本理念は、第１期の理念を踏襲しています。

次に都市経営戦略についてですが、都市経営戦略については、郡上市独自の項目として設定しています。今後の都市づくりにおいて、より効率的な行財政運営と地域の個性を活かした独自性のあるまちづくりを行うため、基本理念の実現において、既存ストックの有効活用などのマネジメント、市民と行政はまちの「共同経営者」との認識から効果的な連携を図るものとし、その行動指針として、八幡市街地の都市経営戦略を３つ定めています。

戦略１については、八幡市街地の人口減少の鈍化と定住人口維持のため、郡上八幡ならではの豊かな環境の中で仕事をするものの魅力を発信し、サテライトオフィスを誘致するなど、住み良い環境づくりと雇用の場を創出するとともに、既存産業および新たな産業の発掘・育成を行い、定住促進を図ると言うものです。

戦略２については、今後のまちづくりにおいて、既存ストックの維持と活用に重きを置き、空き家などの既存施設に新たな利用価値を見出し、まちの活気づくりに最大限活用すると言うものであり、また、低炭素・循環型社会の形成において、郡上八幡ならではの既存ストックを活用したエコな都市づくりを推進すると言うものです。

戦略３については、地域や組織・団体などが、互いに弱い面を補い共存共栄の関係を構築し、

例えば、郡上八幡のブランド力を活かし、市内他地域の魅力情報を発信するなど、多様な形・レベルでの相補的な関係を築き、自立型文化都市の実現を目指すと言うものです。

次に「まちづくりの目標」であります。基本理念を実現するため、まちづくりの目標を 5 つ定めております。5 つの目標の内最初の 2 つの目標は、郡上八幡のアイデンティティを継承しまちづくりに繋げることを明記した、どちらかと言うと、守りの目標であります。残り 3 つの目標は、今後の郡上八幡の進むべき方向性を示した、攻めの目標であります。

目標 1 は、自然環境や水資源など現代まで継承されてきた城下町由来のまちの構成を変えることなく、未来へ引き継いでいくと言うことであります。

目標 2 は、郡上踊り、歴史的町並み、伝統的水利用システムなど、人々によって継承されてきた大切な歴史的・文化的資源を受け継いだまちづくりをしっかりと行っていくと言うことと、現在、様々な課題に直面している急速な観光化に対し、観光と住民生活とのバランスに留意したまちづくりを進めると言うものであります。

目標 3 は、都市の魅力を維持する上で一定の人口規模を維持していくため、八幡市街地ならではの自然、歴史、文化を活かしたまちづくりを進め、定住促進に向けた雇用の場の確保を重点的に実施すると言うものです。

目標 4 は、今後のまちづくりにおいて、地域内のものづくり産業等をしっかりと支え、生産と消費が地域内でサイクルする都市づくりを進めると言うことと、八幡市街地が市全体の経済を牽引する存在として、生産と消費の拠点機能を高めるような施策を展開すると言うものです。

目標 5 は、郡上八幡の個性であるコンパクトな都市構造と水環境施設等の既存ストックを活かす形で、現代の社会要請である低炭素・循環型社会の形成に対し、新たな水利用システムを創出するなど、我が国のモデルとなるような環境にやさしい持続可能な都市の形成を目指すと言うものです。

次に第 2 章の 4 の「将来フレーム」についてですが、ここでは、向こう 20 年の都市計画区域内の将来人口の設定と、将来都市構造のゾーン設定を行っております。ゾーン設定については、第 1 期の都市計画マスタープランを踏襲するものであります。(1)の人口フレームについては、国立社会保障・人口問題研究所による郡上市の将来人口推計を基に、20 年後の都市計画区域内の人口を推計し、マスタープランの施策実施によって、その値を上方修正し目標を 7,000 人と設定しております。(2)の将来都市構造については、交通軸の設定、拠点エリアの設定、環境・景観対策ゾーンの設定を行っております。交通軸では、広域軸として東海北陸自動車道、地域連携・交流軸として国道 156 号、長良川鉄道などを設定しています。また市街地生活軸として、市街地の環状線である都市計画道路及び市街地の中心部を通る県道有穂中坪線を設定しています。

48 ページの市街地ネットワークの設定としては、活力と創造のネットワークとして市街地西部地区、健康と暮らしのネットワークとして市役所、スポーツセンター等が立地するエリア、文化と交流のネットワークとして中心市街地を設定しています。

49 ページの拠点エリアの設定としては、中心商店街と旧庁舎から宮ヶ瀬橋の範囲を中核的商業エリア、伝建地区及び宗祇水の北町を歴史的エリア、市役所周辺及びスポーツセンター周辺を文化施設集積エリア、小野地区を生活関連型施設集積エリア、五町・城南町地区を業務集積エリアとして位置付けています。その模式図が 50 ページにあります。

次に、環境・景観対策ゾーンの設定については、市街地を取り囲む山林、河川を自然環境保全ゾーンとして、水屋・水舟、カワドなどの水利用施設が点在している範囲を水施設環境保全ゾーンとして、旧城下町の範囲を基本とし、歴史的町並みが残り、寺社等の歴史的資源が多く点在する範囲を歴史的環境保全ゾーンとして設定しています。その模式図が 51 ページ下にあります。

続きまして、第 3 章のシンボル施策について説明いたします。シンボル施策の設定については、郡上市独自の項目であり、基本理念に基づくまちづくりの目標の実現に向けて、今後 20 年間で特に力点を置いて実施していく施策をシンボル施策として、3 つ位置付けています。まちづくりの目標とシンボル施策との関係は、53 ページに示した相関図のようになり、先程ご説明しました攻めの目標 3、4、5 に対して、各々主たる施策を設定しています。

目標 3 に直結するシンボル施策 1 として、空き家・空き地問題の解消と定住促進プロジェクトとしております。八幡市街地における空き家・空き地問題の解決と空き家等を活用した定住化を促進し、歴史的町並みの環境保全とまちの活力の維持・向上を目指すものとして、

1 つ目は、空き家の有効活用に対する支援を実施するとしています。詳細には、一定基準に基づいた空き家・空き店舗の修繕に対する支援。空き家の賃貸等斡旋や直接的活用など空き家の活用システムの構築と、それを先導する組織づくり。そして 3 つ目、4 つ目は、空き家を活用した郡上八幡ならではのものづくり工房等の受け入れと、ICT 企業等のサテライトオフィスの積極的な誘致としています。

2 つ目に、現代ニーズにマッチした町家の普及・促進として、町家モデルハウス事業において、現代的なニーズに合った新しい町家モデルを構築しモデル的な町家を公開する。また空き家を活用しリフォームされた町家を公開する。など、新しい町家づくりの公開とその普及を図るとしています。また、コーポラティブ方式による町家型住宅建築のスタイル構築として、その実現に向けて研究と可能性について検討を行うとともに、町家型公営住宅の整備等についても検討を行うとしています。

次に目標 4 に直結するシンボル施策 2 として、生産と消費の拠点としての都市づくりプロジェクトを挙げております。郡上市における八幡市街地の生産と消費の拠点としての機能を高め、ものづくり文化の継承と新たな産業の誘致による雇用の創出を目指すものとして、

1 つ目に市内の様々な生産物等が商いされるマルシェづくりとしています。空き地等を活用し、市内の様々な生産物が商いされる「郡上マルシェ」を整備し運用システムを構築するとしています。また次に明記される「郡上八幡クラフト大国」の拠点機能も持たせると言うものです。

次に 2 つ目の生産活動が活発な都市づくりの実現に向けて、空き家を活用した 2 つの再掲以外に、伝統産業への支援として、文化産業への移行、高付加価値化、製品開発や流通ルートの確保のための体制づくりへの支援を進め、現代産業としての成立を目指すと言うものです。また、郡上杉等を活用した加工品の開発や流通支援、およびファブラボの開設においては、郡上八幡ならではの新たなものづくりとして、これらを支援すると言うものです。

次に目標 5 に直結するシンボル施策 3 として、“郡上八幡版”環境モデル都市プロジェクトを挙げております。八幡市街地の水環境施設とコンパクトな市街地の都市構造など、郡上八幡ならではの個性を活かし“郡上八幡版”の環境モデル都市の実現を目指すため、1 つは、郡上八

幡の水環境の再生と現代的活用として、老朽化した水利用施設の修繕と施設周辺の環境整備。また、郡上八幡の水文化の発信と継承のための、伝統的な水利用施設等を活用した知的観光の展開。小水力発電による街灯設置や水撃ポンプ等の活用など、新たな水利用を誘発するような仕掛けづくり。そして、包括的な水利用システムの研究と実践では、用水の中水としての利用など、現代の生活インフラとしての活用について研究し、水利権の特例措置も視野に入れた郡上八幡水利用特区の設定について検討するものです。

2 つ目としては、歩行者と自動車が共存する交通環境づくりとして、市街地への流入車両の抑制や、一方通行化等による歩行者環境の向上、公共駐車場の適正配置などの検討を行い、歩行者と自動車の共存システムを進めるものです。

これら、水環境と交通環境づくりによって、郡上八幡ならではの環境にやさしく生活しやすい都市の形成を図るものとしています。

次のページの表で、シンボル施策の内容を一覧にまとめ、横断的に連携する部分も分かりやすく示しております。

次に第 4 章の都市整備・まちづくりの方針についてであります。ここでは、第 2 章のまちづくりの基本理念・目標像の実現に向けて、6 項目の分野別方針を示しております。

4-1 として、方針 1 から方針 3 まで挙げています。

方針 1 としては、土地利用について、既存の都市基盤の有効活用を基本とし、集約型の市街地を形成するとしています。また、空き家・空き店舗対策、まちなか居住の推進、マルシェづくり等を通じ中心市街地の活性化を図るものとします。具体的には、今後の土地利用については、区画整理などの未利用地を新たな土地利用の需要に対応させることにより、無秩序な宅地開発を抑制し、都市の機能と生活拠点が適切に配置された集約型市街地を形成するものであります。中心市街地の活性化については、中心市街地における空き地化の抑制と空き家・空き店舗の有効活用で、シンボル施策の内容を実施していくとともに、61 ページ③のまちなか居住の推進として、八幡市街地周辺部からの転居も含め、空き家等を活用した移住者の受け入れを積極的に行い、雇用対策、子育て支援等の充実によって、まちなか居住の推進を図るものであります。

方針 2 としては、①において、市街地中心部の商業地としての機能強化を示し。②においては、用途白地である初納と穀見について、適正な土地利用誘導を行うため、新たな用途指定や地区計画の導入を検討するとしています。

方針 3 としては、一定程度の用途複合化の許容を前提としながら、住宅地では、旧城下町内住宅地には空き家等への移住者の受け入れを積極的に行う住宅地として位置付け、小野・中坪・五町などの区画整理地には、UJI ターンや周辺部からの新規居住者へ対応するための駐車場ニーズに応える住宅地として位置付けます。集落型住宅地としては、市街地周辺部を自然志向、田園志向者の UJI ターンの受け皿となる住宅地として位置付け、市街地に隣接する優良農地の保全を図るものとします。

続きまして、商業地の土地利用の配置・誘導については、基本事項として、立地環境に基づく利用形態の違いと相互補完の関係性を考慮し土地利用の配置と誘導を進めることとし、旧城下町への玄関口である地区においては、建築・屋外広告物のルールを定めるなど、土地利用に関し間接的な規制・誘導を図るものとします。中心商業地では、空き店舗等にもものづくり工房

など新規出店者の誘致を図り、郡上マルシェの整備を行うなど、経済活動の核として機能させるものとしします。区画整理地区の小野・中坪等の幹線道路沿いは近隣対応型商業地として位置付け、中心市街地に適さない商業施設などの立地を誘導し、中心商業地の商業機能を補完するものとしします。国道 156 号沿いを沿道サービス型商業地として、自動車交通を前提として成り立つ業種等の店舗が立地する商業地として位置付けます。工業地については、工業地域、準工業地域の用途が指定してある国道 156 号沿道について、現状、沿道サービス型商業施設の立地も多いことから、今後、用途の見直しも検討するものとしします。

続きまして、4-2 については、方針を 3 つ挙げております。

方針 1 では、幹線道路の位置づけと、国道 156 号の一部区間の都市計画道路の決定を検討するとともに、郡上大橋の架け替えについて国への働きかけを挙げています。市街地内生活道路では、老朽化した橋梁の補修架け替え、伝建地区の無電柱化を挙げています。

方針 2 においては、八幡市街地における観光客の増加がもたらす課題について、交通混雑と民間駐車場の拡大によるまち中の魅力低下への危険性を明記した上で、観光シーズンの交通混雑の解消と町並み景観の保全を目的に、一方通行等を含めた段階的な歩行者と自動車の共存システムの導入を検討するものとしています。

次のページをご覧ください。①として、まず考え方としましては、既存の環状道路に通過交通等を受け持たせ、中心市街地への観光車両の流入を抑制するためのソフト施策を充実させるということと、観光シーズンピーク時を除けば歩行者、自動車はうまく共存していることを踏まえ、歩車道分離を行うのではなく、道路空間をうまく共有するシステムの導入を基本としています。導入システムの方向性として、周辺部に比較的規模の大きな駐車場を配置し、徒歩等で中心部にアクセスできる環境を整えるとともに、一方通行等の交通規制で観光車両が中心部へ流入しづらい環境をつくるなど、駐車場の効果的配置と交通規制の組み合わせによって市街地中心部への流入車両を抑制するものとしています。

また、目的地・まち中駐車場の制御として、長期的には市街地中心部の駐車場は必要最小限に留めるよう誘導を図るとし、観光客の多い通りにおいて時期・時間帯を限定した車両通行止めを実施し効果等を検証するとともに、一方通行化による流入車両の制御について段階的な導入を目指すものとしています。

次に、歩行者と自動車の共存システムの導入への段階的な道筋として、住民合意を以って実施されることが前提であり、必須であると考え、地元住民等で組織する交通問題ワーキングなどを組織し、課題の共有から、システム導入計画の検討、交通社会実験による検証と再実験を行い、住民の合意形成を図ったうえで、段階的に導入すると言うものです。

続きまして、②として、その考え方と配置計画として、駐車場は、可能な限り市街地環状線沿い等の外側に配置することを基本とし、その必要台数については、過去の調査より、市街地の必要台数を 600 台とし、その 8 割を周辺部の公共駐車場が受け持つことを目標としています。公共駐車場の配置と配分については、北町で 200 台、南町で 300 台と設定しています。また、交通誘導の適正化のため、環状線や主要道路沿いに案内誘導サインを整備するとしております。

方針 3 の歩行者と自動車の共存システムと連動した公共交通体系等の再構築では、市街地の交通システム導入と連動した形で、まめバス等の見直し・改善を行い、駅と市街地をつなぐシ

ャトルバスの運行、パーソナルモビリティ等の導入の検討を行うとともに、長良川鉄道の利用促進と活性化に向け、駅と市街地中心部間のアクセス性の向上を図り、また観光鉄道拠点駅としての機能強化等を行うとしています。

続きまして、4-3 についてであります。ここでは、方針 1 から方針 3 まで挙げています。

方針 1 では、八幡市街地を取り囲む山林と、長良川などの河川環境を保全・形成する方針を定めています。市街地を取り囲む山林を、水のまち郡上八幡を支える水源涵養林として良好な自然環境の保全に努めるものとし、また長期的には、針葉林から広葉林への移行を進めるものとし、城山公園、愛宕公園の山林については都市計画法に基づく風致地区として指定するものとし、②では、必要な砂防・治水の整備を進め、親水遊歩道の維持管理、下水道施設管理に努め、官民協働の清掃活動を継続するものとします。

方針 2 では、八幡市街地にある都市計画公園、都市公園の既存の 12 公園を基本とし、点在するポケットパークについて必要な改修等を行い機能の向上を図るものとします。

74 ページ下段の方針 3 では、郡上八幡ならではの水環境の有効活用や地場産材の活用促進など資源循環への対応を図り、建物の省エネルギー化など低炭素社会に対応した公共施設整備を行うとしています。資源循環の実現のための施策として、シンボル施策の包括的な水利用システムの研究と実践を含め 3 つ挙げています。

続きまして、4-4 についてであります。方針 1 から方針 4 まで挙げています。

方針 1 では、平成 24 年の重伝建地区の選定、平成 14 年から継続される八幡市街地でのまちなみづくり町民協定による景観保全と形成を踏まえ、今後は、景観条例に基づく景観形成重点地区の指定、市独自の屋外広告物条例の制定により、よりきめの細かい規制・誘導を図っていくものとし、また、伝建地区において、町並み景観と防災の向上を目的に無電柱化整備を実施します。

方針 2 では、核となる歴史的建造物については、今後も文化財の指定・登録を進めるものとし、それ以外の歴史的建造物は歴史的風致形成建造物の指定を行い、修理修景に対し支援を実施するとしています。①では、歴史的建造物の文化財指定・登録の推進と八幡城の保存管理計画の策定により、歴史的建造物の保存と維持管理を図るものとし、②において、伝建地区の特定物件への修理修景助成、歴史的風致形成建造物の指定と助成等、歴史的建造物の修理に対し支援を実施するとしています。③において、ポケットパーク整備、由緒書整備の実施を挙げ、④において、伝建地区の修理修景等を活かし育成する場、職人のネットワークづくりを進めるとしています。

方針 3 では、水利用施設の観光資源としての活用、特に景観等で重要なものは、修繕や周辺環境整備を行うものとし、水路の開渠化など存在を顕在化させるとともに、水利用施設の新たな利活用方策を研究し活用を図るとしています。水路や水利用施設の顕在化と積極的活用のための施策として、シンボル施策 3 つを含めた 4 つを挙げています。

続きまして、方針 4 では、長く守り伝えられてきた郡上八幡ならではの伝統文化を、後世に継承するため、担い手の育成や道具類購入にかかる経費の支援、文化産業としての製品開発や流通ルートの確保など、伝統産業への必要な支援を実施するとしています。また③では、積翠荘跡地を活用し、伝統文化情報発信拠点、観光交流拠点として施設整備を行うとしています。

次に 4-5 であります。ここでは、方針 1 から方針 4 まで挙げています。

方針 1 では、八幡市街地の町並みなど歴史的資源を災害、特に火災から守るため、平成 26 年度に策定した郡上八幡市街地防災対策基本計画および伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、各種施策を展開するものとし、防災体制の強化、地域防災力の向上により、住民の生命財産と町並みの保護を図るとしています。自助、共助を中心とした活動等として、①の対応、②の(1)の対策、(2)の対策、(3)の避難路の確保について、住民の意識啓発と、訓練、取り組みなどを示すとともに、ワークショップを通じ各地区における火災に対する防災マニュアルの策定を行うものとしています。(4)の対策および(5)については、どちらかと言うと公助において実施する内容であり、延焼抑制帯の設定と、町並みに配慮した防火構造改修への支援、水利拡充のため耐震性防火水槽の整備と用水路を活かしたバイパス整備などを実施するものとします。(6)では、市街地の防火に対する方策推進のため、行政、消防団、女性防火クラブ、自主防災会等が連携する仮称・市街地防火連絡会議の設立を検討するものとします。

方針 2 から方針 4 については、防火対策以外の対策についてまとめています。方針 2 では地震における対策、方針 3 では水害や土砂災害に対する対策、方針 4 では交通事故、犯罪に対する対策についてまとめています。

続きまして、4-6 であります。ここでは 3 つの方針を挙げています。

方針 1 では、八幡市街地のまちづくりにおいて、八幡町地域協議会の八幡市街地支部が中心となり、行政と連携し地域の政策立案や調整等を行える体制づくりを進めるものとし、また市民協働センターによる既存制度等の活用によって、まちづくり活動を行う団体に必要なサポート、支援を行うとしています。

方針 2 では、今後、より効率的な行財政運営と、活力あるまちづくりを推進するため、まちづくりに関わる民間主体の取り組みやプロジェクトに対し、その実現に向け、新たな資金調達であるクラウドファンディング等を 1 例として紹介し、その普及啓発を図るとともに仕組みづくりを行うとしています。

方針 3 としては、郡上八幡産業振興公社の必要に応じた組織の再構築と活性化、庁内関係部署の横断的な推進体制づくりを行うとしています。

87 ページでは、第 2 章から第 4 章までのマスタープランの全体像をまとめています。

次に、第 5 章の地域別の方針につきましては、本来であれば、前章のまちづくりの方針を、この章で各地域に区分し整理するものでありますが、八幡都市計画の市街地は、その規模が小さく、全体的にまとまっているため、明確な地域区分は避けるものとし、用途区域と用途無指定区域とで整理するものとしています。第 4 章のまちづくりの方針で示した 6 項目の分野別方針内容を、区分し整理しているものあり、内容は同じでありますので説明は割愛させていただきます。

以上、前回意見での対応と新たな修正箇所、そして本マスタープランの第 2 章から第 5 章までの各項目について、その要点を説明させていただきました。本日は 3 年にわたり検討して参りました、八幡都市計画マスタープランについて、最終案ということで諮問させていただきます。何卒、大所高所の観点からご審議いただき、ご答申いただきますようお願いいたします。以上です。

(会長)

只今、前回の審議会で出された意見についての対応と今回新たな修正についてまず説明をいただき、続いてマスタープランの本編について詳細に説明していただきました。

前回の意見についての対応、マスタープラン本編についての内容、いずれでも結構ですので委員の皆さまのご意見をお伺いします。

(委員)

確認ですが、本日資料配布の修正及び追記の3点については、事前送付された本編から更に修正等を行うということでしょうか。

(事務局：可児)

本日の資料にマスタープランの策定経緯を付けております。前回審議会の昨年9月1日以降、議会説明、パブリックコメント、法で定める公告縦覧をさせていただきました。その際には、ご意見いただいた箇所を修正し対応させていただいたのですが、この3点については今回新たに修正を加えさせていただき最終案としてご審議いただきたいと思います。

(委員)

それに伴い、概要版も修正されるということですね。

(事務局：可児)

修正いたします。

(委員)

事前に送付された前回審議会での意見と対応の一覧表では、交通施策の方針で「歩行者優先の交通環境づくり」という文章の修正意見に対し、その対応は従前のとおりとされていましたが、本日配布の資料では、「歩行者と自動車とが共存する交通環境づくり」と修正をされるということですが、その経緯を教えてください。

(事務局：可児)

事前送付の一覧表で従前のとおりとしたことにつきましては、八幡市街地の住民は、観光客で混雑する夏季においても歩行者に対しクラクションを鳴らさないなど、限られた道路空間の歩行者と自動車の共存において歩行者を優先とする気持ちがあります。よって、この表現で良いのではないかと考えました。しかしながら、不特定多数がこのマスタープランを見た時、「歩行者優先の交通環境づくり」と「歩行者と自動車の共存」という言葉のつながりが、やはり分かりづらいと判断しましたので、今回改めて修正をさせていただき本計画書において文章の統一をさせていただきたいと思います。

(委員)

私としてもこの修正の方が良いと、説明を受けて感じました。

(委員)

このマスタープランの中で海外からの観光客に対する国際化という観点からの対応、準備な

どは考えられているのでしょうか。

(事務局：可児)

直接的な言葉は使っていませんが、マスタープランが示すまちづくりを進めることによって、住民はもとより観光客にとっても優しいまちの実現が近づくのではないかと考えております。国の昇龍道プロジェクトに代表されるような外国人観光客の誘客について、案内看板の多言語表記、今後は八幡市街地に点在する由緒書も英語表記するなど、個々の事業で対応をしたいと考えております。

(会長)

このマスタープランでは、まちづくりの方向性が示されており、今後、具体的な施策の事業を実行する中で、今の件については十分配慮されるということであると思います。

(委員)

少し遅れまして申し訳ございませんでした。今、別の会議に出席しておりまして、そこでは郡上市の防災士に関する会議でございました。このマスタープランの防災に関する項目で、その体制強化ということで、今後は消防本部、消防団、女性防火クラブ、自主防災会が連携する市街地防火協議組織の設立を検討するとあります。そこに防災士会も含めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

私もその会議に出席しておりました。まだ正式に防災士会が設立されたわけではなく、その準備会でした。郡上市全体の会でもありますし現段階でこのマスタープランに明記することは控えた方が良いと思います。

(委員)

また、50 ページの自然環境保全ゾーンで、「子どもたちが岩や橋から飛び込む風景も」とありますが、橋から飛び込むことは青少年育成でも問題となりまして、現在橋からの飛び込みは規制されていると思います。修正いただけますでしょうか。

(会長)

50 ページの「子どもたちが岩や橋から飛び込む風景も」という文章について、「岩など」という表現でよろしいでしょうか。また、83 ページの防災士会の追加の件につきましては、まだ確定していないということで、本日決定するマスタープランに入れることは適切ではないということでもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局：可児)

今後、八幡市街地の防火協議組織の設立を検討する中で、防災士会が正式に設立され八幡支部としての位置付けがなされれば、声を掛けさせていただきます。

(委員)

確認したいこと、感じたことなどページを追いながら質問させていただきます。16 ページの水面・河川・水路が昭和 63 年と平成 21 年で減少していますがどの様なことが要因でしょうか。水面・河川は自然物ですのであまり変化はないと思われるのですが。

(会長)

この件は、前回 9 月の審議会でも同じ質問があったと記憶しています。その際、事務局より回答されたと思いますが、今一度お願いいたします。

(山田課長)

田畑が減っておりますので、農業用水路などは減少していると言えます。また、法定外水路いわゆる青線というものも払い下げ等で減っていると思います。この数値は都市計画法による基礎調査の結果でありその算出方法による結果であります。

(委員)

わかりました。33 ページは今まで行ってきた評価だと思いますが、マイナス評価の「郊外部における新規工業地の形成」については今後も困難であると感じました。37 ページは市街地における対策がグラフになっています。定住対策、空き家・空き店舗対策は大きな課題であると感じました。38 ページに「人口減少や高齢化の傾向が一定程度抑えられていると見ることもできる」とありますが、今まで実施してきたことによって減少傾向が抑えられたということは、現実そうでしょうか。39 ページに「産業振興等による就業機会の創出」とありますが、今後どのような産業を振興していくのかを検討しなければならないと感じました。46 ページに「我が国のモデルとなるような環境に優しい持続可能な都市の形成を目指す」とあり、日本一を目指すことは良いことでありますが、目指す限りは実行することが課題であると思います。57 ページの歩行者と自動車の共存システムで、20km/h など速度規制を行うとか歩行者天国のように振舞う歩行者に周知徹底するなど対策が必要であると思います。この共存システムという考え方は非常に良いことであると感じました。63 ページに「郡上八幡に住みたいが車庫等も確保できる広い宅地がほしい」とありますが、このようなニーズは私も聞いているところであります。67 ページに「郡上大橋の架け替えを積極的に国に働きかける」とありますが、以前からの課題であります。その目途はどうでしょうか。実現されるのでしょうか。68 ページから 69 ページですが、駐車場とか一方通行とかありますが、生活道路ですので慎重な対応をお願いします。駐車場については、観光客の心理から市街地に近いところへ停めたいということがあります。その辺の認識をお願いします。現在、市街地の駐車料金が 300 円、500 円とかありますが、商工会等である程度料金の統一をされた方が良いと思います。最後に全体的なことですが、郡上八幡に引き付けるものは何があるかと考えますと、郡上八幡城であろうと思います。司馬遼太郎が日本一美しい山城であると表現をしています。シンボルであるのでもう少しアピールできると良いと思います。

(会長)

只今の意見について、非常に良いのではないかという歩車共存システムと我が国のモデルとなるなどのご意見がありました。郡上大橋の件については国に働きかけるとありますので以前から取り組まれていると思います。現在は国も地方も財政的に厳しい状況であることもここで読み取ることができますので、この表現でよろしいのではないかと思います。また一方通行と駐車場の意見がありました。歩車共存システムを進めるにあたっては検討していかなければならない事項であり、このシステムを構築するためには避けて通れない課題であると思います。この場で、歩車共存の考え方に反対の方がいれば別ですが、皆さんが合意されているのであれば、今後実施していくにあたって料金も含め駐車場の件、交通規制の件など検討されるものであると考えます。事務局に回答いただきたいのは、39 ページの「産業振興等による就業機会の創出」について、このことについては計画書にあると思いますが、記載してあるのであればお示しください。もう 1 点は、前ページの「人口減少や高齢化の傾向が一定程度抑えられていると見ることができる」について、この 2 点についてお答えください。

(事務局：可児)

38 ページから 41 ページまでは、八幡市街地の現状と課題がまとめられています。第 1 期のマスタープランを実施してきた中においてもやはり課題はあり、示すとおり現状に対応すべき事項が記載されています。その一つとして「産業振興等による就業機会の創出」があります。これは、第 2 期のマスタープランにおいても取り組むものであり、戦略 1 とかシンボル施策 2 で具体的に示しているところであります。次に、人口減少等の一定程度抑えられている件については、今、具体的な数値を以ってお示しすることはできませんが、第 1 期のマスタープランの着実な実施による及第点の評価として考えられるものであるとしています。まちづくりを積極的に行う行わないことによる結果であると考えます。

(会長)

課題に対応するものとしてシンボル施策は、58 ページの一覧に分かりやすくまとめられていると思います。人口減少等が一定程度抑えられていることについては、同じ人口規模等の都市と比べそのような傾向が見られると判断されたのではないのでしょうか。

(委員)

このマスタープランについて、全体的には良く検討されているとは思いますが。

(委員)

人口減少の件については、IU ターン等で 1,000 人ほど増えていますので、その率は抑えられているというのは間違いないと思います。八幡市街地の冬期の除雪問題で、一般質問の回答でもありましたが、除雪対応のための空き地、夏期においても活用できる空き地の確保が必要でないかと思います。高齢化に伴う市街地の除雪問題は大きな課題であると思いますので、この 20 年の計画の中で空き地の適正な管理・活用に関する事項を明記できないのでしょうか。また、

道路の管理として、白鳥も同じでしょうが白鳥踊り、郡上踊り等で市街地に人が来られるときに、路面状況など安全な整備・管理についても明記できないでしょうか。

(会長)

只今の２点について、事務局より回答いただきたいと思います。

(古川部長)

除雪については、通常、機械で押して排除すればよいのですが、八幡の市街地はそのような方法だけでは不十分であると思っております。除雪と排雪を同時施工で行わなければならない、除雪に時間を要します。その際、雪をある程度溜め置くスペースがあれば、一時的に雪をストックし交通等に支障がないときに搬出をする、そのような方法が効果的でありその適地が必要であると一般質問での回答をさせていただきました。マスタープランでは、道路については安全安心を確保するとあります。その中で対応していくものであり個々の事業等で検討していくことは考えています。

(山田課長)

このマスタープランは、総体的な計画でありますので、空き家・空き地の計画の中で色々な利用を検討しているものであり、除雪のスペースとなるとあまりにも具体的でありますのでご理解をいただきたいと思います。

(委員)

除雪のスペースということではなく、この計画書では空き地の解消とありますので、その空き地の適切な管理ということで明記できないかということです。

(山田課長)

空き地の解消とは、不要な空き地化を抑制するということですので、空き家や空き店舗などを有効活用していくというものです。

(委員)

空き家と空き店舗のことはその方策も含め記載されていますが、空き地をどの様にするかが具体的ではないということだろうと思います。

(事務局：可児)

このマスタープランでは、空き家・空き地の増加に対する危険性が示されています。空き地化は町並みを崩壊させ、まちの魅力を低下させると同時に観光客等の減少につながってしまいます。そのような意味で空き家・空き店舗の有効活用を示していますが、空き地の管理については具体的な記載はありません。行政が積極的に空き地を進めるということではありませんが、防災面ではこの計画書に示すとおり延焼抑制帯としての役割もあり、道路、不燃建物、空き地等を火災の延焼を食い止めるものとして考えることはあると思います。大正の大火のような延焼をどこかで防ぐというものです。この計画書において空き地の活用等は総体的に関わりがあるものと思っております。

(会長)

空き地の活用は、郡上マルシェづくりの部分で記載されていますね。空間としては、空き地より空き家の方が問題であると思います。空き家の倒壊は人命に係る危険性が高いため、問題が深い空き家に焦点を当てられたのだと思います。空き地はあって良いことも今の説明であると思いますが、空き家はあって良いことは基本的に一つも無いため、空き家を中心とした内容となっていると思います。具体的に空き地という空間があって、このエリアをどう活用するべきか等施策として検討するときは記載しやすいと思いますが、空き地は良い面と悪い面の両面があるため難しいと思います。この八幡都市計画マスタープランの決定にあたっては、審議会で付帯意見を付けることができますので、後程、除雪に関すること空き地に関することを入れるのか相談させていただきたいと思います。

(委員)

先程の関連で、郡上大橋の件ですが、ここでは国に働きかけをするとされていますが、合併前から7か町村においては、国道では郡上大橋の架け替えが第一優先とされていました。今さらという感がありますが、去年の情報では国道156号は県移管されると聞きました、そうすると国に働きかけてもどうにもならないと思いますが、明確なことはお分かりでしょうか。議会でもはっきり分かっていないのですが、情報が正しければ国に働きかけをしても実現しないと思いますがいかがでしょうか。もう1点ですが、お城のことがあまり記載されていないと思います。お城への導線については、歩いて行くには少しきつく、車では線形が悪いのが現状です。例えば、お城裏手方面の石切り場の方から車で登る線形が新たに検討できないか、またこのことをマスタープランに記載することはできないでしょうか。

(会長)

只今の意見について、事務局より回答をお願いします。

(古川部長)

郡上大橋の件については、民主党政権時の権限移譲の検討の際、県が例えば156号について言えば、財政的な国の担保があれば可能ですということを挙げたのではないかと考えられます。市としては以前より国に要望していますし、今年度も近日中に中部地方整備局等に行きまして要望する予定です。この件については2年前に期成同盟会も設立されており、要望活動は現在でも継続して行うものであります。

(委員)

郡上大橋については、このマスタープランでは幹線道路の整備を今後20年間でいまいしょうということであり、今の話は今後においても行政が変わる可能性もありますのでその都度対応していただくということで、文章はそのままでもよろしいのではないかと思います。八幡市街地は、第1期の都市マスで20年間都市計画を実施され、そして更に第2期の20年の計画があり、ハード、ソフトの計画が継続されることによってすばらしい八幡市街地となることをうらやま

しく思います。それと同時に、今回我々は八幡都市計画マスタープランの審議であります、郡上市全体としては、景観条例等がありますがもう少し法的な規制、準都市計画等をかけるべき区域があるのではないかと私は思います。八幡都市計画だけではなくて市全体の中で必要な地区について準都市計画等の施策を打ち出していただき、ご検討いただくとありがたいと思っております。私としましては、この八幡都市計画マスタープランは、細かな部分のご意見あるかもしれませんが、20年先の骨格ですので、計画内容に異議なしです。

(会長)

他の方がいかがでしょうか。

それでは、本日は郡上市八幡都市計画マスタープランの諮問に対し、今、様々なご意見がありました、先程の「岩など」への修正以外は、この計画書の内容で決定ということでご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

今までの意見を答申書に付帯事項として入れることもできるのですが、例えば、交通施策については協議の段階から多くの意見が出されましたので、「今後、歩車共存システムを具体的に検討していくにあたっては、安心して歩行でき、駐車場等についても十分に検討してこれを推進して行ってほしい」と言うようなことが1点。もう一つは、先程、委員が言われたことを入れてはどうかと思いますが、ただし諮問の八幡都市計画マスタープランに関連するものではありませんので、審議の中で出された意見として「市全体において都市計画の仕組みが必要な区域について検討してほしい」と言うようなことを入れてはどうかと思います。また、先程の国際化、除雪、空き地の話など是非入れるべきとの意見があれば、そのようにさせていただきます。いかがでしょうか。

(委員)

防犯の面で記載が少ないと思います。防火の対策についてはいろいろありますが、防犯カメラ設置の推進など具体的に記載してはどうかと思います。

(会長)

その件については、方針4で記載されていると思います。監視体制の強化を図るところで今後検討されると思います。

それでは、付帯事項で記載する件については、先程申し上げました歩車共存の件と、意見として他の区域についても都市計画的な施策の展開も検討していただきたい。この2点でよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、その内容で答申をさせていただきます。これで、審議事項の郡上市八幡都市計画マスタープランについては終了させていただきます。

続きまして、報告事項の２件について事務局より説明願います。

5. 報告事項

(事務局：大坪)

都市再生整備計画の平成 28 年度事業予定について説明いたします。お手元の資料は、現在において財政当局に予算要求している内容ですのでよろしくお願いいたします。都市再生整備計画は平成 28 年度で 2 年目となり、第 2 期の都市計画マスタープランに挙げてあります内容を本格的に実施していくことになります。2 ページ以降をご覧ください。まず無電柱化整備事業ではありますが、伝統的建造物群保存地区内で実施いたします。平成 28 年度は、中柳町と下柳町で管路の布設工事 480m を実施します。上水道の移設を伴った工事施工となります。また設計については緑色の路線の詳細設計を行います。管路工事については、平成 30 年度までの 3 年間で終え平成 31 年度に抜柱と舗装等で完了とする予定です。平成 28 年度事業費は 3 億 5 千万円程を見込んでおります。続きまして、防災施設整備事業ですが、耐震性貯水槽を 3 年間で 1 基ごとに整備するものであり、平成 28 年度は愛宕住宅の跡地に 100 トンの防火水槽を整備する計画です。事業費は 19,600 千円を見込んでいます。次に道路修景整備事業ですが、都市マスにも記載されていた舗装の修理修繕に係るものです。箇所はご覧の 3 路線 570m になり、平成 28 年度は設計に入りたいと考えています。設計については、地区住民と現状を踏まえ合意を図るためワークショップを開催しながら進めるものです。事業費は 4,384 千円を見込んでおります。最後に、防災対策基本構想ワークショップ開催事業ですが、昨年度、八幡市街地防災対策基本計画を策定しており、今年度から地区ごとのマニュアル作成のためのワークショップを開催しております。今年度は南部を対象として実施しており、28 年度は東部を対象に開催する予定です。事業費は 2,675 千円を見込んでおります。全体事業費としましては、379,043 千円、国庫補助金 132,529 千円を見込んでおります。国庫交付率は 45% であり、全体事業費には単独事業費約 85,000 千円が含まれております。

以上です。

(事務局：齊藤)

伝建地区の平成 28 年度事業予定ですが、建築物の修理で 7 件、工作物の修理で 1 件、建築物の修景で 9 件であります。これらにつきましては、今年度の 5 月に住民の方から申請していただき設計業務を始め、9 月の伝建審議会、10 月の文化庁の現地指導を受け設計を進めてまいりました。伝建地区の防災計画ではありますが、25 年度、26 年度の 2 か年で策定いたしました。今年度は実行のためのマニュアル策定を行っております。お手元の伝建地区防災計画概要版の

2 ページ、3 ページに事業計画を記載しております。早期発見・早期通報において、外部周知装置の実証実験を防災の日に行いました。28 年度は設置に係る補助制度などに取り組む予定です。初期消火においては、無電柱化事業と同調し必要とされる消火栓の増設 5 基を実施する予定です。避難救助につきましては、二方向避難のため隣地同士の木戸設置などを検討する予定です。5 番以降は公助が中心となり、28 年度は八幡公民館地下駐車場に防火水槽の設置を予定しています。来年度の伝建地区での事業については、以上であります。

(会長)

只今の報告事項の説明について、ご質問等ございませんか。

(委員)

道路修景は来年度計画ということですが、実施はいつ頃予定されているのですか。

(事務局：可児)

引き続き実施します。

(委員)

伝建の防災計画についてですが、本町は市街地防災対策基本計画の範囲で近接の地区は伝建の防災計画であります。計画同士で整合性がある取り組みをお願いします。

(委員)

先程、防火水槽の整備の説明がありましたが、現在、市街地には規模の大きな防火水槽は設置されているのですか。

(事務局：可児)

北町で城下町プラザ駐車場に 100 トンが 2 基、南町で郡上八幡中央公園に 100 トン 1 基、中央コミュニティセンターに 1 基等設置されています。

(山田課長)

比較的規模の大きな耐震性防火水槽が設置されていない地区は南部であります。よって計画では南部を中心に設置するものです。

(会長)

次回の資料では、既存の防火水槽の位置があるとより分かりやすいと思いますのでご配慮下さい。他、よろしかったでしょうか。

(委員)

マスタープラン 18 ページの指定避難場所について、危険区域の記載がありますが内容に違いはありませんか。

(事務局：可児)

この表につきましては、市の防災計画掲載のものを転記しております。確認いたします。

(山田課長)

マスタープランにつきましては、諮問させていただいておりますので答申書を作成しなければ

ばなりません。内容につきましては先程会長が言われました内容とし、その文面については会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(委 員)

異議なし。

(会長)

それでは、本日は、長時間にわたり慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。
これにて閉会とさせていただきます。

以上。